

# 石川県景観計画 (抜粋)

## 石 川 県

### 目 次

1. 目的	1
2. 景観計画区域における景観形成	1
3. 景観形成重要地域における景観形成	
(1) 能登外浦地域	4
(2) 能登内浦地域	8
(3) のと里山空港周辺地域	12
(4) 能登島七尾湾周辺地域	16
(5) のと里山海道沿線・千里浜海岸地域	20
(6) 北陸自動車道沿線地域	24
(7) 加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線地域	28
(8) 加賀海岸地域	32
(9) 小松空港周辺地域	36
(10) 白山ろく地域	40
(11) のと里海地域	44
別表	50
4. 景観形成重点地区における景観形成	
(1) 春蘭の里(能登町)	52
(2) 奥のと里海 日置(珠洲市)	57
(3) 神子原(羽咋市)	61
5. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	65
6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	65
7. 自然公園法の許可の基準	65

今回追加  
部分

## (3) 神子原(羽咋市)

### 1) 区域

○羽咋市神子原町、菅池町、千石町

### 2) 景観形成の目標

山間に広がる棚田と伝統的な家屋から形成され、自然と人々の営みが調和する里山景観の保全・再生

### 3) 景観形成の方針

#### ①風光明媚な棚田の眺望景観の保全

春の光に輝く水面や、黄金色に波打つ秋の稲穂など、四季折々の表情を見せる棚田の眺望景観の保全を図る。

#### ②歴史的・文化的な景観の保全

伝統的な建築様式(黒瓦の屋根、下見板や漆喰の外壁)の家屋が数多く残る集落(景観資源)の保全再生を図る。

#### ③まとまりのある集落景観を保全

棚田と一体的に形成されたまとまりのある農村集落を含む地区全体の景観の、一体的な保全再生を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

行為の種類	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 1.5 m 又は 築造面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの
煙突	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）	
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
擁壁	
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	
築造面積が 300 m <sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	
太陽光発電設備等（建築設備を除く）	
柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）	
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）	開発面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの

# 石川県景観計画

## ②景観形成基準

### ■建築物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置、高さとする。</li> <li>・高さは原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。</li> </ul>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の伝統的な建築様式の建築物については、保全・活用に努める。</li> <li>・屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。</li> <li>・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。</li> <li>・エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。</li> <li>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。</li> <li>・金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生け垣を設置するよう配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> </ul>

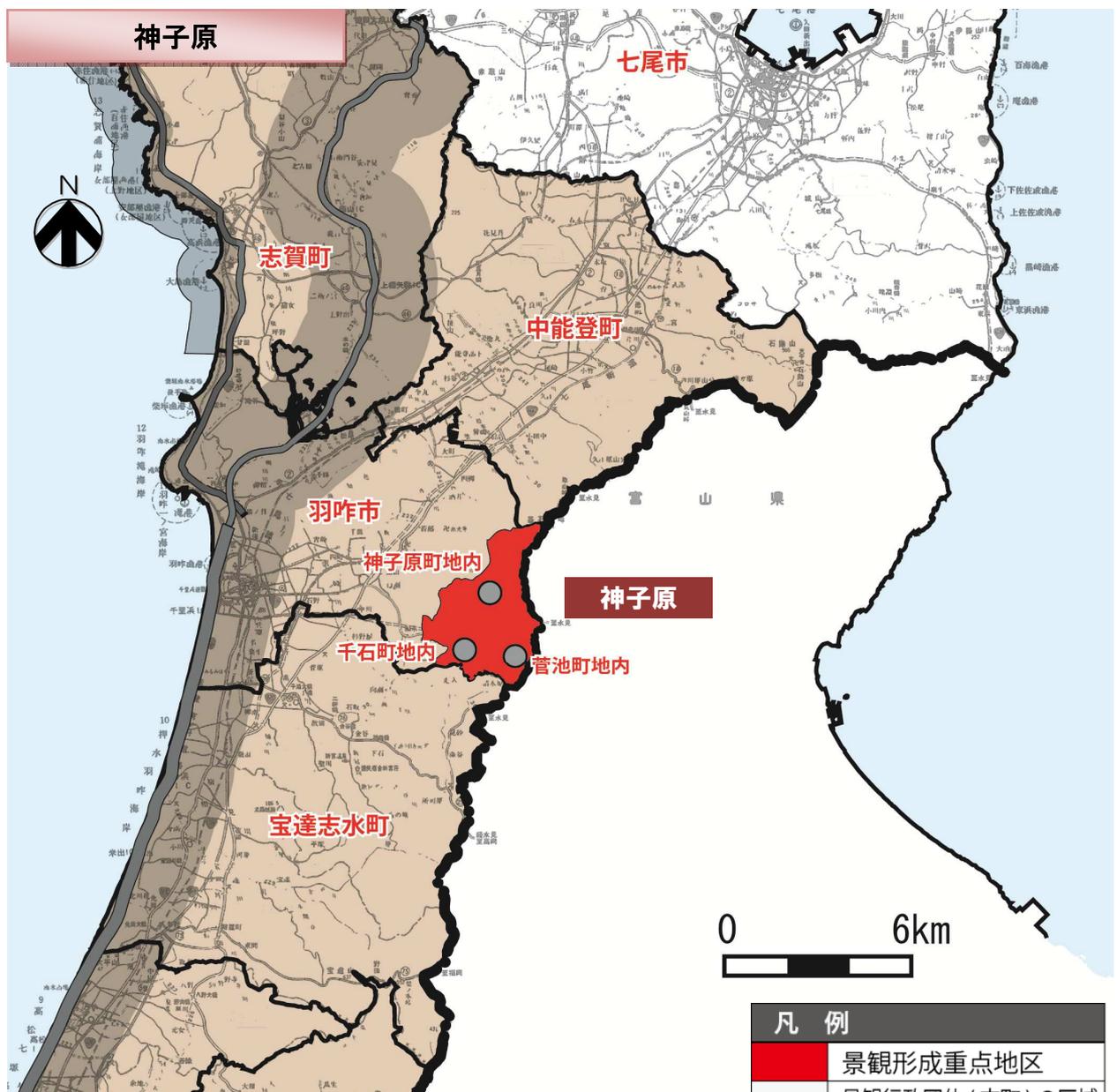
### ■工作物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置とする。</li> <li>・周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。</li> <li>・太陽光パネルは原則として主要な視点場や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。</li> </ul>
形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境や棚田の景観と調和したデザインとするよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和に配慮する。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> <li>・敷地境界に塀やフェンス等を設ける場合、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土・切土	・ 棚田の形態をできる限り保つよう努める。
のり面	・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の自然環境や棚田の景観との調和に配慮する。
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮し、伐採は最小限に努める。 ・ 区域内の緑化に努め周辺環境と調和した植栽計画とする。 ・ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。



凡例	
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域